

平成二十六年十一月十一日受領
答 弁 第 五 三 号

内閣衆質一八七第五三号

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員小池政就君提出日米防衛協力のための指針の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小池政就君提出日米防衛協力のための指針の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

見直し後の日米防衛協力のための指針の下で行われる具体的な日米協力の在り方については、今後の見直し作業において、更に検討していくこととしており、その具体的な内容についてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「海洋安全保障」については、より平和で安定した国際的な安全保障環境を醸成するための日米両政府の協力の対象分野に含み得るものとして、海洋における安全を保障することとの一般的な意味で用いているものである。いずれにせよ、見直し後の日米防衛協力のための指針の下で行われる具体的な日米協力の在り方については、今後の見直し作業において、更に検討していくこととしており、その具体的な内容についてお答えすることは困難である。